

NPO法人白川流域リバーネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、NPO法人白川流域リバーネットワークと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘6丁目6番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、流域・各地域が抱える問題や活動についての交流・情報交換を行い、流域の住民、まちづくり団体や国、自治体などと連携しながら、河川清掃や学習活動・自然体験活動等を通じて、流域・地域・世代間の交流を活性化させ、河川環境の向上・保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①白川の安全利用促進に関する事業

・体験型学習会の実施

(河川防災・河川環境・水難事故防止・河川愛護意識の啓発等)

・意識調査をもとに河川利用における安全対策や情報普及の基礎資料として整理

・白川地域防災センターの機材等の保守点検

②白川の防災情報等普及に関する事業

・河川防災・河川環境の出前講座の実施

・水難事故や自然災害から身を守る流域体験学習の実施

・意識調査をもとに河川防災・河川環境における情報普及向上のための基礎資料として整理

③前各号以外で第4条に掲げる種類に関する事業

(2) その他の事業

① 収益事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同し、運営に参加するために入会した団体及び個人

(2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、参加・協力するために入会した団体及び個人

(3) 準会員 本法人の目的に賛同し、参加・協力するために入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納し、理事会において納入の意志がないものと判断したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3人以上

(2) 監 事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 本法人に、必要に応じ別に定める事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長および職員は、理事会で議決のうえ代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他、理事会から付議された事項

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、理事総数の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる下記の原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- (2) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて収支及び財産状態に関する真実な内容を明瞭に示したものとすること

- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎年事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

(会計の区分)

第43条 本法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項

(8) その他の事項を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 社員総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 社員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 本法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）した場合に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本法人の公告は、本法人の揭示場に揭示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の揭示場に揭示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 清家 紀昭
副代表理事 猪本 恭次 菅 昇
理 事 川上 優一 木崎 宏 金子 好雄 西本 隆博 高橋 慶一郎
上林 好富 鬼海 正 井芹 博美
監 事 新宅 咲雄 柳邊 眞理子
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	個人	五千円		
		団体	壹万円		
	正会員以外の会員		0円		
(2) 年会費	正会員	個人	五千円		
		団体	貳万円		
	賛助会員	個人	一口	壹万円	一口以上
		団体	一口	五万円	一口以上
	準会員	個人	一口	千円	一口以上

平成 30 年度事業計画書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

法人名：NPO 法人白川流域リバーネットワーク

1 事業実施の方針

本法人は、白川流域を中心とした河川をフィールドとして、定款に掲げている事業を活動内容として実施・運営を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 延べ予定 人数	参加者 予定人数	支出見込額 (千円)
白川の安全 利用促進に 関する事業	● 体験型学習会(12 回)の実施(河川防災・河川環境・水難事故防止・河川愛護意識の啓発等) ● 意識調査を元に河川利用における安全対策や情報普及の基礎資料の整理・作成 ● 白川地域防災センターの来館者対応 ● 白川地域防災センターの機材等の保守点検・修理	通年	白川流域	50 人	熊本市民 約 3,200 人	5,650 千円
白川の防災 情報等普及 に関する事業	● 河川防災・河川環境の出前講座の実施(42 回程度) ● 水難事故や自然災害から身を守ることを目的とする流域体験学習の実施(2 回) ● 意識調査を元に河川防災・河川環境における情報普及向上の為に基礎資料の整理・作成	通年	白川流域	50 人	熊本県内の 小学生 約 3,000 人	5,610 千円
前各号以外 で第 4 条に 掲げる種類 に関する事業	● 白川及び九州における水防災活動支援事業(旧水防災プロジェクト) ● 水防災体験の実施 ● しらかわの日事務局運営 ● 団体の運営に関する活動	通年	白川流域	15 人	九州内の河川団体と熊本市民 約 2,000 人 (しらかわの日含む)	2,260 千円

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 延べ予定 人数	参加者 予定人数	支出見込額 (千円)
収益事業	平成 30 年度予定なし	—	—	—	—	—

(法第10条第1項関係様式例)

平成30年度 活動予算書

平成 30年 4月 1日から平成 31年 3月 31日まで

(NPO法人白川流域リバーネットワーク)

科目	金 額 (単位: 円)		
	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	90,000		90,000
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3 受取助成金等			
民間助成金 (河川財団)	1,000,000		1,000,000
民間助成金 (九州地域づくり協会)	200,000		200,000
特定求職者雇用開発助成金	700,000		700,000
4 事業収益			
白川の安全利用促進に関する事業費	6,000,000		6,000,000
白川の防災情報等普及に関する事業費	5,000,000		5,000,000
前各号以外で第4条に掲げる種類に関する事業費	700,000	0	700,000
5 その他収益			
受取利息			0
雑収入			0
経常収益計	13,690,000	0	13,690,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与、アルバイト	8,000,000		8,000,000
法定福利費	2,000,000		2,000,000
人件費計	10,000,000	0	10,000,000
(2) その他経費			
旅費交通費	1,000,000		1,000,000
通信運搬費	150,000		150,000
消耗品費	550,000		550,000
事務用品費	100,000		100,000
支払手数料	50,000		50,000
会議費	200,000		200,000
保険料	90,000		90,000
租税公課	1,200,000		1,200,000
修繕費	50,000		50,000
教材費	50,000		50,000
研修費	80,000		80,000
備品費	0		0
雑費	0		0
その他経費計	3,520,000	0	3,520,000
事業費計	13,520,000	0	13,520,000
2 管理費			
(1) 人件費			
給与、アルバイト	0		0
役員報酬	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
旅費交通費	50,000		50,000
通信運搬費	10,000		10,000
支払手数料	0		0
会議費	10,000		10,000
租税公課	0		0
業務委託費	100,000		100,000
雑費	0		0
その他経費計	170,000	0	170,000
管理費計	170,000	0	170,000
経常費用計	13,690,000	0	13,690,000
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	13,765,624	0	13,765,624
次期繰越正味財産額	13,765,624	0	13,765,624

活動予算書の注記 (H30年度)

法人名：NPO法人白川流域リバーネットワーク

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
- (3) ボランティアによる役務の提供
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	特定非営利活動に係る事業			その他の事業	合 計
	白川の安全利用促進に関する事業費	白川の防災情報等普及に関する事業費	第4に掲げる種類に関する事業費	収益事業費	
(1) 人件費					
給料、アルバイト	3,500,000	3,500,000	1,000,000	0	8,000,000
法定福利費	1,000,000	1,000,000	0	0	2,000,000
人件費計	4,500,000	4,500,000	1,000,000	0	10,000,000
(2) その他経費					
旅費交通費	150,000	150,000	700,000	0	1,000,000
通信運搬費	50,000	50,000	50,000	0	150,000
消耗品費	250,000	250,000	50,000	0	550,000
事務用品費	40,000	40,000	20,000	0	100,000
支払手数料	10,000	10,000	30,000	0	50,000
会議費	10,000	10,000	180,000	0	200,000
保険料	40,000	30,000	20,000	0	90,000
租税公課	550,000	550,000	100,000	0	1,200,000
修繕費	40,000	10,000	0	0	50,000
教材費	10,000	10,000	30,000	0	50,000
研修費	0	0	80,000	0	80,000
備品費	0	0	0	0	0
雑費	0	0	0	0	0
その他経費計	1,150,000	1,110,000	1,260,000	0	3,520,000
合 計	5,650,000	5,610,000	2,260,000	0	13,520,000

平成 31 年度事業計画書

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

法人名：NP0 法人白川流域リバーネットワーク

1 事業実施の方針

本法人は、白川流域を中心とした河川をフィールドとして、定款に掲げている事業を活動内容として実施・運営を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 延べ予定 人数	参加者 予定人数	支出見込額 (千円)
白川の安全 利用促進に 関する事業	● 体験型学習会(12 回)の実施(河川防災・河川環境・水難事故防止・河川愛護意識の啓発等) ● 意識調査を元に河川利用における安全対策や情報普及の基礎資料の整理・作成 ● 白川地域防災センターの来館者対応 ● 白川地域防災センターの機材等の保守点検・修理	通年	白川流域	50 人	熊本市民 約 3,200 人	5,200 千円
白川の防災 情報等普及 に関する事業	● 河川防災・河川環境の出前講座の実施(42 回程度) ● 水難事故や自然災害から身を守ることを目的とする流域体験学習の実施(2 回) ● 意識調査を元に河川防災・河川環境における情報普及向上の為の基礎資料の整理・作成	通年	白川流域	50 人	熊本県内の 小学生 約 3,000 人	5,260 千円
前各号以外 で第 4 条に 掲げる種類 に関する事業	● 助成金事業(水防災) ● 水防災体験の実施 ● しらかわの日事務局運営 ● 団体の運営に関する活動	通年	白川流域	15 人	九州内の河 川団体と熊 本市民 約 2,000 人 (しらかわの 日含む)	2,360 千円

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 延べ予定 人数	参加者 予定人数	支出見込額 (千円)
収益事業	平成 31 年度予定なし	—	—	—	—	—

(法第10条第1項関係様式例)

平成31年度 活動予算書
平成 31年 4月 1日から平成 32年 3月 31日まで

(NPO法人白川流域リバーネットワーク)

科目	金 額 (単位:円)		
	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	90,000		90,000
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3 受取助成金等			
民間助成金	1,200,000		1,200,000
4 事業収益			
白川の安全利用促進に関する事業費	6,000,000		6,000,000
白川の防災情報等普及に関する事業費	5,000,000		5,000,000
前各号以外で第4条に掲げる種類に関する事業費	700,000	0	700,000
5 その他収益			
受取利息			0
雑収入			0
経常収益計	12,990,000	0	12,990,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与、アルバイト	7,600,000		7,600,000
法定福利費	2,000,000		2,000,000
人件費計	9,600,000	0	9,600,000
(2) その他経費			
旅費交通費	1,000,000		1,000,000
通信運搬費	150,000		150,000
消耗品費	500,000		500,000
事務用品費	50,000		50,000
支払手数料	50,000		50,000
会議費	200,000		200,000
保険料	100,000		100,000
租税公課	1,000,000		1,000,000
修繕費	50,000		50,000
教材費	50,000		50,000
研修費	70,000		70,000
備品費	0		0
雑費	0		0
その他経費計	3,220,000	0	3,220,000
事業費計	12,820,000	0	12,820,000
2 管理費			
(1) 人件費			
給与、アルバイト	0		0
役員報酬	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
旅費交通費	10,000		10,000
通信運搬費	10,000		10,000
支払手数料	0		0
会議費	50,000		50,000
租税公課	0		0
業務委託費	100,000		100,000
雑費	0		0
その他経費計	170,000	0	170,000
管理費計	170,000	0	170,000
経常費用計	12,990,000	0	12,990,000
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	13,765,624	0	13,765,624
次期繰越正味財産額	13,765,624	0	13,765,624

活動予算書の注記 (H31年度)

法人名：NPO法人白川流域リバーネットワーク

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
- (3) ボランティアによる役務の提供
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	特定非営利活動に係る事業			その他の事業	合 計
	白川の安全利用促進に関する事業費	白川の防災情報等普及に関する事業費	第4に掲げる種類に関する事業費	収益事業費	
(1) 人件費					
給料、アルバイト	3,300,000	3,300,000	1,000,000	0	7,600,000
法定福利費	1,000,000	1,000,000	0	0	2,000,000
人件費計	4,300,000	4,300,000	1,000,000	0	9,600,000
(2) その他経費					
旅費交通費	100,000	200,000	700,000	0	1,000,000
通信運搬費	50,000	50,000	50,000	0	150,000
消耗品費	200,000	200,000	100,000	0	500,000
事務用品費	15,000	15,000	20,000	0	50,000
支払手数料	10,000	10,000	30,000	0	50,000
会議費	10,000	10,000	180,000	0	200,000
保険料	15,000	5,000	80,000	0	100,000
租税公課	450,000	450,000	100,000	0	1,000,000
修繕費	40,000	10,000	0	0	50,000
教材費	10,000	10,000	30,000	0	50,000
研修費	0	0	70,000	0	70,000
備品費	0	0	0	0	0
雑費	0	0	0	0	0
その他経費計	900,000	960,000	1,360,000	0	3,220,000
合 計	5,200,000	5,260,000	2,360,000	0	12,820,000